



大阪公立大学

課外活動基本方針

1	<p><u>(課外活動の位置づけと理念)</u></p> <p>課外活動は、心と身体の調和や健康を目的としつつ正課とあいまって、学生の自主性を育み、豊かな多様性を創出するための、学生生活における重要な活動であると位置付ける。</p> <p>学生は、自発的かつ自らの責任において参加し、これを実施するものとする。</p>
2	<p><u>(課外活動の在り方と教育機関としての理念)</u></p> <p>課外活動は、正規の教育課程外の活動であるが、学生が社会規範を通じて様々な人的あるいは社会との交流を行い、互いに切磋琢磨しながら複雑化・多様化した現代社会の中で生き抜くための基本的な能力を身につける場であり、且つ人格の形成や協調性の涵養、多様性の尊重等の優れた教育的効果が得られる場でもある。</p> <p>このような教育的意義から、学業と両立する範囲において、積極的な参加が推奨される。</p>
3	<p><u>(課外活動団体の構成と運用指針)</u></p> <p>課外活動団体は、学生自治活動の一環として自主自立の運営を前提に大学による承認の下、設置されるものである。したがって課外活動団体の構成は、大阪公立大学に在籍する学生の自主的、自発的な運用を原則とし、教職員による指導を受けて、学生団体としての正しい運用を行うものとする。</p>
4	<p><u>(課外活動に対する大学の支援・制限指針)</u></p> <p>大学は、課外活動の教育的効果が円滑に達成されるよう、安全管理や社会規範・倫理を遵守するための、所定の条件を満たしている課外活動団体に対して側面的な支援を行うと同時に、信義則に照らした安全配慮義務を負う。これを実現するため、大学は学生の自主性と責任を尊重した指導・助言等を行うものとする。また、必要があれば、所定の条件を満たしていない課外活動団体に対しては、活動を制限できることとする。</p>
5	<p><u>(外部からの支援に対する大学の指針)</u></p> <p>課外活動では、本基本方針の定める範囲において、専門的・技術的技量の向上を目指す場合に限り、大学による承認を得て外部指導者等による指導を受けることができる。また、大学の承認の下、卒業生や外部支援団体による援助を受けることもできる。尚、外部指導者が課外活動の運営、運用に関して助言を行う際は、本学の基本方針並びにその細則に従うこととする。</p>